

Q862. 就業規則で普通解雇事由を定めている場合、定めた事由以外の解雇は認められないのですか？

就業規則で普通解雇事由を定めている場合、就業規則に解雇事由を定めた以上、それ以外の事由による解雇は制限されるべきだとする説と、解雇権の行使は民法の規定により原則として自由であり、就業規則の解雇事由は例示的な定めと考えるべきという説が対立しており、一概には言えません。

このような問題が生じないように、就業規則の普通解雇事由の最後に、「その他前各号に掲げる事由に準ずる事由があるとき。」という一般条項を設けておくことをお勧めします。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成